

令和3年度予算編成方針

最近の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大の甚大な影響を受け、新興国を含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、結果として雇用情勢も弱い動きとなっており、極めて厳しい状況である。

地方財政においては、既存の地方債の償還負担が高水準で続いている中で、感染症拡大の影響による地方税等の大幅な減収が見込まれ、感染症対策等への財源確保のため、財政調整基金の取り崩しや地方債の発行が増加しており、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

このような状況下、本市の財政は、令和元年度決算において市税収入が増収となったものの、今後については、法人市民税の一部国税化に加え、感染症の影響により、経済状況の悪化に伴う大幅な減収が見込まれ、極めて厳しい状況にある。

また、少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増加や、公共施設の建替え、改修に要する経費が必要になるなど、本市の財政状況は、さらに厳しさを増していくことが見込まれている。

こうした中、新しい生活様式に適応した、安全・安心・快適な市民生活を最優先としつつ、健全財政の維持と各分野間のバランスに十分留意しながら、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を着実に推進していかなければならない。

そこで、令和3年度の予算編成にあたっては、施策全般にわたりこれまで以上に各事業の緊急度・重要度を見極め、限られた財源を最大限有効に活用する観点から、重要施策については優先的かつ積極的に配分する一方で、不要不急な施策・事業の徹底した見直しにより経費の節減合理化を行うこととする。

すなわち、施策目的の達成に向け、より効果の高い事業に重点配分するために、各部（課）が主体的かつ責任を持って、既存事業の見直し等により、必要な財源を確保するなど、創意と工夫を凝らし、次の事項に基づいた予算編成を行うこととする。

記

1 小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画の推進

3つの「都市ビジョン」及び市政戦略編に掲げた3つの「戦略」

で設定した指標を達成するため、積極的な施策の展開に努めるとともに、「実施計画」で採択された事業を十分に精査して計上すること。

2 新型コロナウイルス感染症への対応と「新たな日常」の実現

- (1) 感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、感染症による社会の変化を的確にとらえ、新しい生活様式に適応した市民生活や地域経済を支援する取組を推進すること。
- (2) I C T等を効果的に活用し、デジタル化を推進することで生産性を最大限に高めるよう努めること。

3 都市ブランディングの推進

都市ブランドを確立するため、地域ブランドの積極的な啓発を推進するとともに、「地域ブランド戦略」に掲げる施策に合致する事業の展開に努めること。

4 行政評価結果との整合

より効果的・効率的な行政運営を図るため、これまでの行政評価（施策評価、事務事業評価）結果を踏まえ、事業内容や事業費の見直しを反映した予算要求を行うこと。

5 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

- (1) 4つの基本目標と各施策で設定している目標に対して、より効果的・効率的な事業の推進に努めること。
- (2) 新たな視点である「SDGsの推進」及び「ダイバーシティの形成」を踏まえた予算要求を行うこと。

6 積極的な財源の確保

- (1) 国、県の制度変更等に関する情報収集に努め、予算への的確に反映させること。なお、国県補助金等については、最近の内示状況が非常に厳しいことから、慎重に検討した上で予算計上すること。
- (2) 使用料・手数料等の受益者負担については、負担の適正化、公正化の確保に努めるとともに、過去の実績を勘案して積極的に見積ること。
- (3) 自主財源の確保を図るため、印刷物への広告掲載や自動販売機の入札設置等、市の資産の積極的な活用を検討すること。
- (4) 市民負担の公平性、行政への信頼確保、財政基盤の強化という観点から、市債権の適正な管理に徹底して取り組むため、「小牧市債権回収基本方針」を指針として徴収努力を行い、収入未済額の縮減に努めること。

7 徹底した事務事業等の見直し

- (1) 予算の増額要求を行う場合は、原則、事業の廃止を含めた見直しや

歳入の確保を図ることなどにより、必要となる一般財源の確保に努めること。

- (2) 予算を固定化、既得権益化することなく、すべての事業において経営的視点に立った事業運営の効率化に努め、財政の健全化を図ること。
- (3) 定期監査、行政監査等における監査委員の意見や指摘事項については、その内容を十分検討し、適正な見積りに努めるとともに、指摘事項については速やかに改善すること。
- (4) 事務事業の民間委託化については、経費効率、直営コストとの比較を十分勘案の上推進すること。なお、実施にあたっては、市民生活への影響について十分検討を行うこと。
- (5) 補助金については、「補助金のあり方と交付基準について」を踏まえ、公益上の必要性及び補助の効果をも十分検証したうえで予算計上すること。また、本年度に実施した補助金等の見直し結果を適切に反映するよう努めること。

8 市民要望等の施策への反映・地域協働の推進

- (1) 市民の要望や議会審議の動向などを的確に把握し、市民の視点に立った事務事業の点検・評価を行い、施策に反映すること。
- (2) 「小牧市自治基本条例」の基本理念、基本原則にのっとり、市民主体のまちづくりに努め、事業を進める際は「協働提案事業化制度」を活用するなど協働の可能性を探り、地域協働を一層推進すること。
- (3) 事業を進めるにあたっては、産学官連携の可能性を検討すること。

9 施設等の効率的運用

- (1) 既に採択された施設の新設、改築にあたっては、その施設目的や内容を十分に精査し、利用者の立場に立って安全性、使いやすさに配慮するとともに、建設後の利用状況予測、管理運営及び維持管理費などについても、事前に十分検討すること。
- (2) 公共施設については、「公共ファシリティマネジメント基本方針」、「公共施設適正配置計画」及び「公共施設長寿命化計画」に基づき、安全で適切な管理運営に努めるとともに、長期的な利用を見据えた施設関連経費の縮減に努めること。
- (3) 用地選定にあたっては、市有財産の未利用地や土地開発公社の長期保有土地の積極的な活用を図ること。

10 その他

- (1) 見積りについては、過去の決算状況を徹底的に分析し、実績を踏まえた適正な額とすること。特に、同一業者の受託により、事業費が高

止まりしている事例が見受けられることから、契約方法、業者選定及び仕様書の見直しを行い、経費節減に努めること。

(2) 特別会計及び企業会計については、独立採算の原則を念頭に、一般会計との経費負担区分を堅持し、経営的視点に立った事業運営の一層の効率化と積極的な歳入確保に努め、財政の健全化を図ること。

(3) 各部（課）相互間に関連する事務事業については、関係各課において連絡調整を十分に行うことはもとより、類似事業の整理統合を図り、より効果的、効率的な実施方法の検討に努めること。